

山監第N3104-21号

平成28年（2016年）3月28日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白川英夫

山陽小野田市監査委員 石田清廉

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会

3 報告書提出年月日

平成28年3月28日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課（各小・中学校及び埴生幼稚園を含む。）、心の支援室及び社会教育課（各公民館、各図書館、津布田会館、青年の家及び歴史民俗資料館を含む。）

3 監査の期間

平成28年1月13日から平成28年3月28日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成27年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 支出関係について

ア 市内出張に伴う旅費の算定に一部誤りがある。関係法令等に基づき適切な処理をされたい。

【小野田小学校、出合小学校】

イ 路程100キロメートル以上にわたる出張に係る旅費が適切に処理されていない。関係法令等に基づき適切な処理をされたい。

【埴生幼稚園】